

MOBI ドメイン名細則 改正案 (修正履歴付き)	MOBI ドメイン名細則 改正案 (整形版)	備考
MOBI ドメイン名細則 株式会社日本レジストリサービス 公開 : 2010年11月 1 日 <u>改訂 : 2021年12月24日</u> <u>実施 : 2021年12月24日</u> <u>実施 : 2010年11月1日</u>	MOBI ドメイン名細則 株式会社日本レジストリサービス 公開 : 2010年11月 1 日 改訂 : 2021年12月24日 実施 : 2021年12月24日	<u>改訂日を追記</u> <u>実施日を変更</u>
MOBI ドメイン名細則	MOBI ドメイン名細則	
第1条 (目的) この細則は、「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則」(以下「登録規則」という) 第1条第3項に基づいて、当社が取り扱うMOBI ドメイン名個別に適用される規定を定める。	第1条 (目的) この細則は、「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則」(以下「登録規則」という) 第1条第3項に基づいて、当社が取り扱うMOBI ドメイン名個別に適用される規定を定める。	
第2条 (削除Style Guides) <u>登録者は、DotMobi Switch On! Guides (Style Guides) その他のレジストリのガイドライン等の定め (以下「Style Guides」という) を遵守するものとする。</u> <u>2 登録者は、ドメイン名を使用してWebサイトを作成する場合、次の各号の定めに従うものとする。</u> <u>(1) Style Guidesで規定された要件、標準、ポリシー、手続および実施方法を遵守すること</u> <u>(2) 作成したWebサイトが、Style Guides遵守確認のためにStyle Guidesモニタリングガイドラインに規定されたモニタリングを受けること</u> <u>(3) Style Guidesが事前に指定されたURLで公表されることにより変更されること、および定められた期間内において迅速にこれらの変更を遵守すること</u> <u>3 ドメイン名のレジストリがStyle Guidesに準拠しない活動を見つけた場合、当社は、そのドメイン名の管理を行う当社の認定する事業者(以下「管理指定事業者」という)を経由してかかる旨を登録者に連絡し、登録者は、直ちに当該WebサイトをStyle Guidesに準拠するよう是正するものとする。</u>	第2条 (削除)	<u>Style Guidesに関する規定を削除</u>
第3条 (契約条件) 申請者および登録者は、次の各号を含む、ドメイン名の初期立ち上げおよび一般運用の契約条件に従うものとする。 (1) リミテッドインダストリー期間	第3条 (契約条件) 申請者および登録者は、次の各号を含む、ドメイン名の初期立ち上げおよび一般運用の契約条件に従うものとする。 (1) リミテッドインダストリー期間	

MOBI ドメイン名細則 改正案（修正履歴付き）	MOBI ドメイン名細則 改正案（整形版）	備考
<p>(2) サンライズ期間 (3) ランドラッシュ期間 (4) サンライズ紛争処理方針（the Sunrise Dispute Resolution Policy） (5) プレミアムネーム登録手続 (6) 一般登録期間</p> <p>第4条（レジストリの免責） 申請者および登録者は、次の各号から生じるいかなる損失・責任についても、 <u>レジストリ（登録規則別表「gTLD等ドメイン名一覧」MOBI ドメイン名のレジス</u> <u>トリ組織名に規定されるものをいい、以下同様とする）</u>を免責するものとする。 (1) リミテッドインダストリー期間中、サンライズ期間中およびランドラッシュ期間中のドメイン名登録申請の結果 (2) リミテッドインダストリー登録またはサンライズ登録に関する紛争の結果を含む、前条各号に関連した手続および過程</p> <p>第5条（登録の制限） 次の各号の期間中においては、代理人による登録または代理登録はできないものとする。 (1) リミテッドインダストリー期間 (2) サンライズ期間 (3) プレミアムネーム登録およびオークションの期間 これらの期間中の一部または全部における代理人による登録または代理登録は、登録規則への重大な違反とみなされる。</p> <p>第6条（レジストリの第三者たる地位） 登録規則の定めにかかわらず、レジストリは、登録規則で意図された契約上の第三者である。したがって、当社と申請者または登録者は、レジストリに契約上の第三者の権利が与えられたこと、および当社がドメイン名のレジストラとなることに合意するにあたって、レジストリは登録規則に基づく契約上の第三者の権利を信頼していることを確認し合意する。また、レジストリの契約上の第三者たる権利は、本サービスまたは本サービスに基づく契約の終了または満了の後も、なお効力を有する。</p> <p>第7条（登録料等） <u>MOBI ドメイン名およびレジストリの管理する他のトップレベルドメイン名の登録料および登録更新料は、トップレベルドメイン名ごとに、また、MOBI ドメイン名であっても文字列により、異なる場合がある。</u> <u>2 申請者および登録者は、前項の結果、MOBI ドメイン名の登録料および登録更新料の金額がレジストリの管理する他のトップレベルドメイン名またはMOBI D</u></p>	<p>(2) サンライズ期間 (3) ランドラッシュ期間 (4) サンライズ紛争処理方針（the Sunrise Dispute Resolution Policy） (5) プレミアムネーム登録手続 (6) 一般登録期間</p> <p>第4条（レジストリの免責） 申請者および登録者は、次の各号から生じるいかなる損失・責任についても、 <u>レジストリ（登録規則別表「gTLD等ドメイン名一覧」MOBI ドメイン名のレジス</u> <u>トリ組織名に規定されるものをいい、以下同様とする）</u>を免責するものとする。 (1) リミテッドインダストリー期間中、サンライズ期間中およびランドラッシュ期間中のドメイン名登録申請の結果 (2) リミテッドインダストリー登録またはサンライズ登録に関する紛争の結果を含む、前条各号に関連した手続および過程</p> <p>第5条（登録の制限） 次の各号の期間中においては、代理人による登録または代理登録はできないものとする。 (1) リミテッドインダストリー期間 (2) サンライズ期間 (3) プレミアムネーム登録およびオークションの期間 これらの期間中の一部または全部における代理人による登録または代理登録は、登録規則への重大な違反とみなされる。</p> <p>第6条（レジストリの第三者たる地位） 登録規則の定めにかかわらず、レジストリは、登録規則で意図された契約上の第三者である。したがって、当社と申請者または登録者は、レジストリに契約上の第三者の権利が与えられたこと、および当社がドメイン名のレジストラとなることに合意するにあたって、レジストリは登録規則に基づく契約上の第三者の権利を信頼していることを確認し合意する。また、レジストリの契約上の第三者たる権利は、本サービスまたは本サービスに基づく契約の終了または満了の後も、なお効力を有する。</p> <p>第7条（登録料等） <u>MOBI ドメイン名およびレジストリの管理する他のトップレベルドメイン名の登録料および登録更新料は、トップレベルドメイン名ごとに、また、MOBI ドメイン名であっても文字列により、異なる場合がある。</u> <u>2 申請者および登録者は、前項の結果、MOBI ドメイン名の登録料および登録更新料の金額がレジストリの管理する他のトップレベルドメイン名またはMOBI D</u></p>	<u>ドメイン名毎に登録料および登録更新料が異なる場合がある旨を記載</u>

MOBI ドメイン名細則 改正案（修正履歴付き）	MOBI ドメイン名細則 改正案（整形版）	備考
<p><u>メイン名の他の文字列の登録料および登録更新料の金額と異なる場合があることを確認し、同意する。</u></p>	<p>メイン名の他の文字列の登録料および登録更新料の金額と異なる場合があることを確認し、同意する。</p>	
<p><u>第8条（レジストリによる検証）</u></p> <p>申請者および登録者は、レジストリが次の各号の事項を検証する権限を有することを確認し、レジストリによる当該検証に従い、協力すること、また、レジストリから合理的に要求された利用可能な文書のすべてを提供することに同意する。</p> <p>(1) 申請者および登録者が直接もしくは当社その他のレジストラを通じて、または、その他の方法により、レジストリに対して提供した情報の真実性、正確性および完全性</p> <p>(2) 申請者および登録者による上位組織の定める規則、仕様、ポリシーその他のgTLDドメイン名等の登録に適用される定めの遵守</p>	<p>第8条（レジストリによる検証）</p> <p>申請者および登録者は、レジストリが次の各号の事項を検証する権限を有することを確認し、レジストリによる当該検証に従い、協力すること、また、レジストリから合理的に要求された利用可能な文書のすべてを提供することに同意する。</p> <p>(1) 申請者および登録者が直接もしくは当社その他のレジストラを通じて、または、その他の方法により、レジストリに対して提供した情報の真実性、正確性および完全性</p> <p>(2) 申請者および登録者による上位組織の定める規則、仕様、ポリシーその他のgTLDドメイン名等の登録に適用される定めの遵守</p>	<p><u>レジストリが行う検証について、それに従い、協力しなければならない旨を記載</u></p>
<p><u>第9条（補償・免責）</u></p> <p>申請者および登録者は、要求されてから30日以内に、次の各号に定める者（以下「被補償者」という）を、gTLD等ドメイン名の登録（使用・登録期間の延長・登録更新・廃止・移転・レジストラトランスマスターを含み、これらに限定されない）から発生し、もしくは、登録規則、この細則、上位組織もしくは当社の定める規則、仕様、ポリシーその他のgTLDドメイン名等の登録に適用される定めの違反から発生する、または、これらに関連する、あらゆる種類のすべての請求、損害、責任、費用および支出（審級を問わず合理的な裁判費用および支出を含み、以下「対象請求等」と総称する）から防御し、被補償者に対し対象請求等を補償・賠償し、被補償者を免責しなければならない。</p> <p>(1) レジストリ、レジストリの属する企業グループのサービス提供事業者および当社、ならびに、それらの親会社、子会社および関連会社</p> <p>(2) 前号の各組織の所有者、経営者、代表者、取締役、役員、従業員、業務受託者、請負人、サービス提供事業者、代理人、承継人および譲受人</p>	<p>第9条（補償・免責）</p> <p>申請者および登録者は、要求されてから30日以内に、次の各号に定める者（以下「被補償者」という）を、gTLD等ドメイン名の登録（使用・登録期間の延長・登録更新・廃止・移転・レジストラトランスマスターを含み、これらに限定されない）から発生し、もしくは、登録規則、この細則、上位組織もしくは当社の定める規則、仕様、ポリシーその他のgTLDドメイン名等の登録に適用される定めの違反から発生する、または、これらに関連する、あらゆる種類のすべての請求、損害、責任、費用および支出（審級を問わず合理的な裁判費用および支出を含み、以下「対象請求等」と総称する）から防御し、被補償者に対し対象請求等を補償・賠償し、被補償者を免責しなければならない。</p> <p>(1) レジストリ、レジストリの属する企業グループのサービス提供事業者および当社、ならびに、それらの親会社、子会社および関連会社</p> <p>(2) 前号の各組織の所有者、経営者、代表者、取締役、役員、従業員、業務受託者、請負人、サービス提供事業者、代理人、承継人および譲受人</p>	<p><u>レジストリ等に対する補償や免責などに関する記載を追加</u></p>
<p>2 申請者および登録者は、第三者からの請求または第三者により提起された紛争について、レジストリ（本項においては、レジストリの株主、役員、取締役、従業員、職員、業務受託者、請負人、商標クリアリングハウス（Trademark Clearinghouse）、ならびに、それらの役員、取締役、代理人および従業員を含む）を免責し、また、登録、ドメイン保護マークス・リスト（DPML）ブロック、セカンドレベルドメインの使用、または、これらに関する申請が第三者の権利を侵害することを根拠とする、第三者のレジストリに対する訴訟提起その他の行動の結果、責任を負うと判断され得る損害または生じた費用について、レジストリに補償・賠償しなければならない。</p> <p>3 申請者および登録者は、当社の事前の書面による同意を得ないで、対象請求等および前項の第三者の行動に関して和解または示談をしてはならない。</p>	<p>2 申請者および登録者は、第三者からの請求または第三者により提起された紛争について、レジストリ（本項においては、レジストリの株主、役員、取締役、従業員、職員、業務受託者、請負人、商標クリアリングハウス（Trademark Clearinghouse）、ならびに、それらの役員、取締役、代理人および従業員を含む）を免責し、また、登録、ドメイン保護マークス・リスト（DPML）ブロック、セカンドレベルドメインの使用、または、これらに関する申請が第三者の権利を侵害することを根拠とする、第三者のレジストリに対する訴訟提起その他の行動の結果、責任を負うと判断され得る損害または生じた費用について、レジストリに補償・賠償しなければならない。</p> <p>3 申請者および登録者は、当社の事前の書面による同意を得ないで、対象請求等および前項の第三者の行動に関して和解または示談をしてはならない。</p>	

MOBI ドメイン名細則 改正案（修正履歴付き）	MOBI ドメイン名細則 改正案（整形版）	備考
<p>4 本条に基づく申請者および登録者の義務は、本サービスまたは本サービスに基づく契約の終了または期間満了の後も、有効に存続する。</p> <p>第10条（上位組織の仕様・ポリシー）</p> <p>申請者および登録者は、登録規則第36条第2項の定めに加え、レジストリ（本条においては、レジストリの属する企業グループの他の法人を含む）が、次の各号の目的のため、必要とみなす場合、その判断により、gTLD等ドメイン名の登録、申請または取引を、拒否、廃止、取消、無効、一時停止、移転、レジストラトランシスファーその他の処理（レジストリによるリダイレクト設定を含む）を行い、または、レジストリロック、レジストリ預かり、使用停止もしくはこれらと同様の状態におく権利を有することを確認し、同意する。ただし、レジストリは、本条に規定される処理を行うことを義務付けられるものではない。</p> <p>(1) gTLD等ドメイン名の登録またはレジストリのシステムの整合性および安定性を保護するため</p> <p>(2) 適用法、政府の定める規則もしくは要件、法執行機関の要求、または、紛争解決手続に従うため</p> <p>(3) レジストリ、その親会社、子会社および関連会社、ならびに、それらの役員、取締役および従業員の民事上または刑事上の責任を回避するため</p> <p>(4) 当社とレジストリとの間の契約の違反のため</p> <p>(5) レジストリまたは当社によるgTLD等ドメイン名の登録に関連した誤りを訂正するため</p> <p>(6) レジストリまたはICANNの定める仕様、ポリシーその他の定めを履行・執行するため</p> <p>(7) レジストリまたはICANNの定める仕様、ポリシーその他の定めにしたがって、申請または登録が完全かつ正確な情報を伴わず、または、最新もしくは真実な情報に更新もしくは訂正されないため</p> <p>(8) レジストリまたは第三者の法的権利を主張、立証または防御するため</p> <p>(9) レジストリのシステムの整合性および安定性を保護し、または、レジストリの運営もしくは管理を保護するため</p> <p>(10) 適用される法令、規則、ポリシー、または、適法な管轄を有する裁判所、行政当局もしくは紛争の仲裁・調停を監督させるためレジストリが用いる紛争解決業務提供事業者の判決、法規範、命令もしくは決定を遵守するため</p> <p>(11) レジストリまたはその親会社、子会社、関連会社、契約の相手方、役員、取締役、代表者、従業員、業務受託者、請負人および株主について、現実もしくは潜在的な民事上もしくは刑事上の責任、または、これらの者に対する損害を回避するため</p> <p>(12) その他、レジストリの定める仕様、ポリシーその他の定め、または、当</p>	<p>4 本条に基づく申請者および登録者の義務は、本サービスまたは本サービスに基づく契約の終了または期間満了の後も、有効に存続する。</p> <p>第10条（上位組織の仕様・ポリシー）</p> <p>申請者および登録者は、登録規則第36条第2項の定めに加え、レジストリ（本条においては、レジストリの属する企業グループの他の法人を含む）が、次の各号の目的のため、必要とみなす場合、その判断により、gTLD等ドメイン名の登録、申請または取引を、拒否、廃止、取消、無効、一時停止、移転、レジストラトランシスファーその他の処理（レジストリによるリダイレクト設定を含む）を行い、または、レジストリロック、レジストリ預かり、使用停止もしくはこれらと同様の状態におく権利を有することを確認し、同意する。ただし、レジストリは、本条に規定される処理を行うことを義務付けられるものではない。</p> <p>(1) gTLD等ドメイン名の登録またはレジストリのシステムの整合性および安定性を保護するため</p> <p>(2) 適用法、政府の定める規則もしくは要件、法執行機関の要求、または、紛争解決手續に従うため</p> <p>(3) レジストリ、その親会社、子会社および関連会社、ならびに、それらの役員、取締役および従業員の民事上または刑事上の責任を回避するため</p> <p>(4) 当社とレジストリとの間の契約の違反のため</p> <p>(5) レジストリまたは当社によるgTLD等ドメイン名の登録に関連した誤りを訂正するため</p> <p>(6) レジストリまたはICANNの定める仕様、ポリシーその他の定めを履行・執行するため</p> <p>(7) レジストリまたはICANNの定める仕様、ポリシーその他の定めにしたがって、申請または登録が完全かつ正確な情報を伴わず、または、最新もしくは真実な情報に更新もしくは訂正されないため</p> <p>(8) レジストリまたは第三者の法的権利を主張、立証または防御するため</p> <p>(9) レジストリのシステムの整合性および安定性を保護し、または、レジストリの運営もしくは管理を保護するため</p> <p>(10) 適用される法令、規則、ポリシー、または、適法な管轄を有する裁判所、行政当局もしくは紛争の仲裁・調停を監督させるためレジストリが用いる紛争解決業務提供事業者の判決、法規範、命令もしくは決定を遵守するため</p> <p>(11) レジストリまたはその親会社、子会社、関連会社、契約の相手方、役員、取締役、代表者、従業員、業務受託者、請負人および株主について、現実もしくは潜在的な民事上もしくは刑事上の責任、または、これらの者に対する損害を回避するため</p> <p>(12) その他、レジストリの定める仕様、ポリシーその他の定め、または、当</p>	<p>レジストリが必要に応じて登録の拒否などの処理を行う場合がある旨を記載</p>

MOBI ドメイン名細則 改正案（修正履歴付き）	MOBI ドメイン名細則 改正案（整形版）	備考
<p>社とレジストリとの間の契約に定める目的のため</p> <p>2 申請者および登録者は、前項に加え、認定紛争処理機関または裁判所による紛争処理の間、レジストリが、gTLD等ドメイン名をレジストリロック、レジストリ預かり、使用停止またはこれらと同様の状態におく権利を有することを確認し、同意する。</p>	<p>社とレジストリとの間の契約に定める目的のため</p> <p>2 申請者および登録者は、前項に加え、認定紛争処理機関または裁判所による紛争処理の間、レジストリが、gTLD等ドメイン名をレジストリロック、レジストリ預かり、使用停止またはこれらと同様の状態におく権利を有することを確認し、同意する。</p>	
<p><u>第11条（濫用的な登録、運用または行為）</u></p> <p>登録者または申請者は、gTLD等ドメイン名に関して、自ら、または、代理人その他の第三者をして、濫用的な登録、運用もしくは行為に繰り返し従事していると判断された場合には、レジストリの裁量により、現在または将来のgTLD等ドメイン名の登録が維持される資格を失い、また、当社またはレジストリのサービスを利用する資格を失うことがあることを確認し、同意する。</p>	<p><u>第11条（濫用的な登録、運用または行為）</u></p> <p>登録者または申請者は、gTLD等ドメイン名に関して、自ら、または、代理人その他の第三者をして、濫用的な登録、運用もしくは行為に繰り返し従事していると判断された場合には、レジストリの裁量により、現在または将来のgTLD等ドメイン名の登録が維持される資格を失い、また、当社またはレジストリのサービスを利用する資格を失うことがあることを確認し、同意する。</p>	<u>濫用的な登録などを繰り返し行った場合に関して記載</u>
<p><u>第12条（国別トップレベルドメインと同一文字列のセカンドレベルドメイン）</u></p> <p>申請者および登録者は、国別トップレベルドメイン（以下「ccTLD」という）と同一文字列のセカンドレベルドメインを登録する場合には、当該ccTLDとの混同を避けるために合理的に必要な措置をとらなければならない。</p>	<p><u>第12条（国別トップレベルドメインと同一文字列のセカンドレベルドメイン）</u></p> <p>申請者および登録者は、国別トップレベルドメイン（以下「ccTLD」という）と同一文字列のセカンドレベルドメインを登録する場合には、当該ccTLDとの混同を避けるために合理的に必要な措置をとらなければならない。</p>	<u>ccTLDと同一文字列のセカンドレベルドメインを登録する場合の規定を追加</u>
<p><u>第13条（申請者および登録者による表明保証）</u></p> <p>申請者および登録者は、gTLD等ドメイン名に関する申請・更新・届け出にあたり、登録規則第7条第1項の定めに加え、次の各号を確認し、表明し、保証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) gTLD等ドメイン名の登録およびそれに関する申請・更新・届け出・登録事項は、真実、正確かつ最新の情報を含み、誠実に適法な目的でなされ、第三者の権利を侵害しないこと (2) レジストリまたはICANNの定める仕様、ポリシーその他の定め、または、当社とレジストリとの間の契約にしたがい、申請者もしくは登録者により、または、申請者もしくは登録者に対して、提起される手続に誠実に参加すること (3) 申請者または登録者は、国際連合またはアメリカ合衆国による制裁リストにおいて指定される自然人、法人または法人格を有さない組織（以下「被指定者」という）ではなく、被指定者により保有または支配されていないこと (4) 申請者または登録者は、アメリカ合衆国の包括的な制裁措置の対象である法域に所在せず、当該法域の法令に基づいて組織された法人または法人格を有さない組織でもないこと (5) 申請者または登録者は、レジストリの定める仕様、ポリシーその他の定めを許諾し、遵守すること 	<p><u>第13条（申請者および登録者による表明保証）</u></p> <p>申請者および登録者は、gTLD等ドメイン名に関する申請・更新・届け出にあたり、登録規則第7条第1項の定めに加え、次の各号を確認し、表明し、保証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) gTLD等ドメイン名の登録およびそれに関する申請・更新・届け出・登録事項は、真実、正確かつ最新の情報を含み、誠実に適法な目的でなされ、第三者の権利を侵害しないこと (2) レジストリまたはICANNの定める仕様、ポリシーその他の定め、または、当社とレジストリとの間の契約にしたがい、申請者もしくは登録者により、または、申請者もしくは登録者に対して、提起される手續に誠実に参加すること (3) 申請者または登録者は、国際連合またはアメリカ合衆国による制裁リストにおいて指定される自然人、法人または法人格を有さない組織（以下「被指定者」という）ではなく、被指定者により保有または支配されていないこと (4) 申請者または登録者は、アメリカ合衆国の包括的な制裁措置の対象である法域に所在せず、当該法域の法令に基づいて組織された法人または法人格を有さない組織でもないこと (5) 申請者または登録者は、レジストリの定める仕様、ポリシーその他の定めを許諾し、遵守すること 	<u>申請者および登録者が表明保証しなければならない事項について記載</u>